

## 光市告示第67号

### 光市物品調達等の競争入札参加者の資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、光市が発注する物品の製造の請負、買入れ、借入れ、売払い及び業務委託（測量・建設コンサルタント等業務を除く。以下「物品の調達等」という。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）及び当該競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期、方法等を次のとおり定めたので、政令第167条の5第2項及び第167条の11第3項において準用する第167条の5第2項の規定により公示し、平成27年光市告示第143号は廃止する。

令和3年4月1日

光市長 市川 熙

#### 1 物品の調達等の種類

別表に掲げるもの

#### 2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4（政令第167条の11第1項の規定において準用する場合を含む。）に該当しないこと。
- (2) 営業又は業務に関して許可、認可等が必要とされる場合において、これらを得ていること。
- (3) 国税、都道府県税及び市町村税の納付すべき税額に未納がないこと。
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

#### 3 申請書類等

資格審査を受けようとする者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査

申請書及び参加資格の確認のために必要な書類（以下「申請書等」という。）を市長に提出しなければならない。

#### 4 資格審査の受付期間

資格審査の受付期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 定期の受付は、令和2年2月1日から同月末日までを初回とし、以降隔年の2月1日から同月末日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）を除く。）の期間とする。

(2) 随時の受付は、次に掲げる期間とする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除く。

ア 定期の資格審査を行った年の6月1日から同月10日まで

イ 定期の資格審査を行った年の9月1日から同月10日まで

ウ 定期の資格審査を行った年の12月1日から同月10日まで

エ 定期の資格審査を行った年の翌年の3月1日から同月10日まで

オ 定期の資格審査を行った年の翌年の6月1日から同月10日まで

カ 定期の資格審査を行った年の翌年の9月1日から同月10日まで

キ 定期の資格審査を行った年の翌年の12月1日から同月10日まで

#### 5 資格者名簿の登録

(1) 市長は、4の(1)の期間内に提出された申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、当該期間が属する年度の翌年度において、競争入札参加資格者（以下「資格者」という。）として、光市物品調達等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録するものとする。

(2) 市長は、4の(2)の期間内に提出された申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、当該期間の翌月から、資格者として名簿に登録するものとする。

#### 6 有効期間

(1) 定期の申請による有効期間は、名簿に登録された年度の初日から2年

とする。

(2) 随時の申請による有効期間は、定期の申請による有効期間の範囲内とする。

(3) 7に規定する書面の提出が行われなときは、(1)及び(2)の規定の限りでない。

#### 7 納付すべき税額に未納がないことの確認

納付すべき税額に未納がないことを証する書面の提出期間、対象となる資格者その他事務手続については、別に定める。

#### 8 物品の調達等の種類が別表に掲げるものに該当しない場合又は臨時に資格審査を行う必要が生じた場合の措置

物品の調達等の種類が別表に掲げるものに該当しない場合又は臨時に資格審査を行う必要が生じた場合は、臨時に資格審査を行うことができる。

(1) 臨時に行う申請書等の受付期間は、土曜日、日曜日及び祝日法による休日を除き、適切に定めるものとする。

(2) 市長は、申請書等を審査した結果、資格があると認めるときは、資格者として名簿に登録するものとする。

(3) 臨時の申請による有効期間は、名簿に登録された日から当該年度の末日までとする。

#### 9 資格の取消し

市長は、資格者が名簿に登録された後において、申請書等に虚偽の記載があると認めるときは、その資格を取り消すものとする。

#### 10 申請書等の変更の届出

資格者は、次に掲げる事項について変更が生じたときは、別に定める変更届に係る書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 所在地

(2) 商号又は名称

(3) 代表者の氏名

- (4) 光市との取引を担当する営業所等の名称若しくは所在地又は代理人の氏名若しくは住所
- (5) 組織変更したとき(個人営業を法人営業に切り替える場合を含む。)
- (6) 申請者が死亡したとき。
- (7) 合併、分割、解散、営業譲渡又は廃業したとき。
- (8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

#### 1 1 資格者の再審査

資格者が会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けたときは、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日以降を審査基準日として再度資格審査を行うものとする。この場合において、当該決定を受けた者は、別に定める物品等競争入札参加再資格申請書及び参加資格の確認のために必要な書類を市長に提出しなければならない。

#### 1 2 経過措置

この告示の前日において、この告示による廃止前の光市物品調達等の競争入札参加者の資格の規定に基づき競争入札参加資格を有していた者は、この告示の規定に基づく当該資格を有していたものとみなす。

## 別表

## 営業種目分類

大分類		中分類		具体的事例
番号	種目	番号	種目	
100	印刷図書類	101 102 103 104 105 106	一般印刷 フォーム印刷 地図印刷 特殊印刷 青写真 図書	活版、オフセット、軽印刷製本、封筒 電算処理用印刷  ステッカー、シール、ラベル マイクロ 書籍、市販地図、法令集
200	事務器具什器類	201 202 203  204 205 206 207 208	用紙類 文具 事務機器  電算用品 ソフトウェア 鋼製什器 木製什器 選挙用品	和洋紙、感光紙、段ボール（含印刷） 一般文具、絵画材料、印章 複合機、パソコン、印刷機、OAサブ ライ品 電算用消耗品、磁気テープ ソフト類 机、椅子、書庫、金庫、ロッカー 書棚、食器棚、家具 記載台、投票箱、計数器
300	文化・体育用品	301 302  303 304	保育用品 体育用品  学校用品 音楽用品	保育教材、遊具、玩具 鉄棒、卓球台、武道具、トレーニング ウェア 教材、学校用遊具、実験・実習器具 楽器、楽譜、音楽CD
400	日用品	401 402 403 404 405	日用雑貨 塗料用品 食器・花器 靴・かばん その他	家庭金物、洗剤（含業務用）、生地 ペンキ、ニス、ラッカー、刷毛 茶碗、コップ、花瓶、皿 長靴、安全靴、かばん、ランドセル
500	衣類・繊維品	501 502  503	寝具 衣類  天幕・シート	布団、毛布、シーツ、マットレス 制服、作業服、白衣、制帽、ライフジャ ケット 天幕、シート、テント、たれ幕

600	医療・薬品	601 602  603 604 605	医療薬品 工業薬品  農業薬品 医療機器 介護機器	医薬品、ワクチン、衛生材料 硫酸、メタノール、活性炭、消石灰、 流失油処理剤 殺虫剤、殺ソ剤、除草剤、農薬 診察用・手術用機器、A E D 車椅子、介護ベッド
700	広告・装飾	701 702 703 704  705 706 707 708	看板 標示板・標識 記章・旗 室内装飾品  贈答品・記念品 儀式用具 舞台用具 美術品	看板、横断（懸垂）幕、掲示板 室内標示板、道路標識、保安灯 バッチ、ワッペン、プレート 絨毯、カーテン、どん帳、暗幕、ブラ インド トロフィ、カップ、盾、ギフト商品 葬祭用具 舞台用具（含照明機器） 絵画、彫刻
800	電気機器	801 802  803 804	家庭電気器具 電気機械器具  通信用機器 視聴覚機器	洗濯機、冷蔵庫、蛍光灯 発電設備、変圧器、モーター、配線器 具 無線機、電話交換機、携帯電話 映写機、スクリーン、放送設備、音響 設備
900	精密機器	901 902 903 904 905 906 907	写真材料 時計・眼鏡 ミシン・編機 理化学機器 計測機器 公害測定器 光学機器	フィルム、焼付、引伸 時計、眼鏡 ミシン、編機 分析装置、各種実験装置 計測機器、測量機器、計量機器 分析機器、測定機器 カメラ、顕微鏡、望遠鏡
1000	輸送機器	1001 1002 1003 1004 1005 1006	自動車 特殊車両（含架装） 消防車両 自動車部品 二輪車 タイヤ	乗用車、貨物車、ダンプカー、バス 給食配送車、じん芥収集車 ポンプ車、ハシゴ車 自動車部品、バッテリー、ワックス バイク、自転車（含部品） 自動車用タイヤ、ホイール

1100	産業・工作機器	1101 1102 1103 1104  1105 1106  1107 1108	工作加工機械 建設土木機械 運搬機械 農林水産用機械  空調住宅設備 厨房機器  一般産業機器 工具	旋盤、ボール盤、圧延器 ブルドーザ、ショベルローダ フォークリフト、コンベアー トラクター、芝刈機、チェーンソー、 海水ろ過装置 空調機、浴槽、門扉、物置 調理台、流し台、食器洗浄機、調理器 具、給食用食器 ポンプ、溶接機、焼却炉、発電機 工具一般、大工道具、建築金物
1200	燃料・油脂	1201 1202 1203 1204 1205	ガソリン軽油 重油 白灯油 固体気体燃料 潤滑油	ガソリン、軽油 重油 白灯油 プロパン、酸素、炭酸ガス、木炭 潤滑油、グリース、機械油
1300	農林・水産	1301 1302 1303 1304 1305 1306	飼料 生花 園芸・造園材 動物 食料品 茶	飼料各種 生花各種 種子、苗、黒土、肥料、鉢、むしろ 動物各種 食料品（除茶） 茶
1400	消防安全災害	1401  1402  1403	消防用品  安全保護具  災害対策	消火器、消防ポンプ、防火衣、化学消 化剤 ヘルメット、安全靴、空気呼吸器、防 塵マスク 簡易トイレ、備蓄食料
1500	一般資材	1501 1502 1503 1504 1505	ガラス ゴム 木材・建材 建具・畳 鉄類	一般ガラス ゴムホース 木材、竹、合板、セメント、砂利 サッシ、ドア、網戸、畳 一般鋼材、一般鋳鉄、非鉄金属
1600	環境	1601	環境保護	生ごみ処理機、簡易焼却炉
1700	サービス	1701 1702 1703 1704	車両点検・修理 クリーニング 不用品買受 電気	車検、自動車修理 クリーニング 屑鉄、中古自動車、中古バッテリー、屑紙 電力供給

1800	借入品	1801 1802 1803 1804  1805 1806 1807 1808 1809 1810 1899	事務機器類 家具類 電気通信機器類 パソコン・ネットワーク機器類  医療理化学機器類 産業工作機器類 車両船舶類 寝具類 行事用品類 日用品類 その他	複合機、印刷機 机、ソファ 家電、視聴覚機器、無線機、携帯電話 パソコン、サーバ、ネットワーク機器、システム、プリンタ AED、医療用検査機器  カーリース、レンタカー 布団、毛布、シーツ、マットレス テント、仮設トイレ、仮設ハウス モップ、マット、消臭機器
1900	物品購入 (その他)	1901	その他	



5100	業務委託 (建物等の保守管理・運営)	5101 5102 5103 5104 5105 5106 5107 5108 5109 5110 5111 5112 5113 5114 5115 5116 5199	浄化槽の清掃・保守(建物と一体として行う場合を除く。) 貯水槽の清掃・保守(建物と一体として行う場合を除く。) 電気設備保守 自家用電気工作物保安 空調設備保守 通信施設設備保守 エレベーター設備保守(自動ドア設備を含む。) ボイラーの清掃・保守 消防設備保守 プラント施設運転管理・保守点検 環境測定 建築物ねずみ昆虫駆除 施設(屋内)の清掃 施設の管理運営 樹木管理(敷地内のもの) 道路・公園・海岸・森林等の清掃・管理 その他	浄化槽・合併処理槽等の清掃・保守 貯水槽・受水槽・高架水槽・給水設備等の清掃・保守 受電設備・変電設備等の保守点検 ※自家用電気工作物を除く。 自家用電気工作物の保守点検 空調設備・冷暖房・冷温水器等の保守点検 無線機・電話設備・電話交換機・非常用通報装置、防災無線等の保守点検 エレベーター・昇降機・階段昇降機・自動ドア等の保守点検 ボイラーの清掃・保守点検 消火設備・火災報知設備・消火器等の保守点検  建築物空気環境測定、建築物飲料水水質検査 建築物内ねずみ・シロアリ・ゴキブリ等の駆除 庁舎清掃等 受付・電話交換業務、施設の管理・運営業務等 敷地内樹木の剪定・殺虫消毒・倒木処理・除草・草刈り等 道路・公園・海岸等の清掃・草刈り等、公園・森林等の樹木管理(松食い虫駆除・竹の伐採を含む。)
5200	業務委託 (下水道施設の管理・清掃)	5201 5202 5203 5299	下水道施設の運転・管理 下水道施設の清掃 下水道施設の調査 その他	ポンプ施設等の運転・監理 管渠、ポンプ施設等の汚泥引抜 管渠内カメラ調査、漏水調査 ポンプ施設等の活性炭取替

5300	業務委託 (廃棄物処理)	5301 5302 5303 5304 5305 5306 5399	一般廃棄物の収集・運搬 一般廃棄物の処分 産業廃棄物の収集・運搬 産業廃棄物の処分 特別管理廃棄物の収集・運搬 特別管理廃棄物の処分 その他	海水浴場のごみ収集・運搬  グリストラップの清掃・運搬
5400	業務委託 (警備)	5401 5402 5499	機械警備 警備 (機械警備を除く。) その他	機械警備 パトロール、監視、夜間巡視、イベント警備等 ※公安委員会の認定を必要としないもの
5500	業務委託 (調査・研究)  (設計関係を除く。)	5501 5502 5503 5599	調査・分析 研究 検査・測定 その他	意識調査、市場調査、交通量調査等 各種試験研究等 水質検査、ダイオキシン測定、排ガス測定、悪臭測定等
5600	業務委託 (コンピュータ サービス)	5601 5602 5603 5604 5605 5606 5607 5699	システムの設計・開発 システムの保守・維持・運用管理 データ処理 文書等の電子化  データのオペレーション コンピュータの保守及び管理 通信情報サービス その他	システム基本設計、システム開発等 システムの運用保守等  データ入力・変換、データベース作成、データのバックアップ等 公文書・申請書等の電子化、写真資料及び図面等の電子データ化(スキニング作業) コンピュータ等の操作 サーバ・ネットワーク等の保守点検等  気象・防災等の情報提供等

5700	業務委託 (企画・製作)	5701 5702 5703 5704 5705 5706 5707 5708 5709 5710 5799	物品 看板 映画・ビデオ 広告・広報 広告代理 イベント等の企画 イベント等の運営 デザイン企画 ホームページ作成 設計（建設業等資格審査の対象となる設計を除く。） その他	光市指定ごみ袋製造、展示品・レプリカ等の製作・修復 選挙看板・看板・パネル・懸垂幕・横断幕・標識・案内板等の製作・設置 行政情報番組製作、映画・ビデオソフト製作、ダビング等 テレビ・ラジオ・新聞等による広告及び広報 市刊行物等の広告募集・制作 イベント・セミナー・研修等の企画立案 会場設営、展示作業、イベント・セミナー・研修等の運営等 看板・印刷物等のデザイン ホームページの作成、管理等 船舶等の設計  筆耕、代筆、教材作成等
5800	業務委託 (写真・製図)	5801 5802 5899	写真・製図 マイクロ写真 その他	写真撮影、航空写真撮影、図面作成
5900	業務委託 (運送・旅行)	5901 5902 5903 5904 5905 5906 5999	旅客運送 貨物運送 光市指定ごみ袋の保管・配送 学校給食配送 旅行代理及び旅行業 特定信書便 その他	タクシー・バス運行業務、運転代行業務、バス借上業務等 引越、展示品の搬送等  旅行の企画・実施等
6000	業務委託 (整備(保守及び修理))	6001 6002 6003 6099	機械・機器及び金属製品 設備(建物等以外) 文化体育教育用品 その他	産業工作機器・電気通信機器・理化学機器・計測機器・医療機器・厨房機器等の整備 プール循環装置・音響設備等の整備 遊具点検、ピアノ調律等

9900	業務委託 (その他)	9901	医事業務	医療事務、健康診断等
		9902	検体検査	血液検査、尿検査、ギョウ虫検査、保菌検査等
		9903	給食業務	学校給食、施設給食の調理
		9904	環境保護サービス	鳥獣保護、有害、鳥獣駆除等
		9905	人材派遣サービス	研修講師、バス添乗等
		9906	福祉サービス	介護関連
		9907	複写サービス	
		9908	翻訳・通訳	
		9909	会議録等の作成	会議録作成、議事録作成、テープおこし等
		9910	保険	損害保険
		9911	監査・コンサルティング	セキュリティ監査、コンサルティング業務等
		9912	埋蔵文化財発掘調査	
		9913	封入・封緘業務	通知書等の封入・封緘
		9999	その他	